



鳥取県公報

平成 20 年 8 月 1 日 (金)
第 8 0 1 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (546) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (547) (〃) 2
	生活保護法による居宅介護事業又は介護予防事業の廃止の届出 (548) (〃) 2
	環境美化促進地区の指定の一部改正 (549) (循環型社会推進課) 3
	保安林の指定予定 (550) (森林保全課) 4
	県道の区域の変更 (551) (道路企画課) 5
	県道の供用の開始 (552) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (553) (東部総合事務所福祉保健局) 5
◇ 公 告	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 6
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防チーム) 7
◇ 正 誤	平成20年 7 月25日付鳥取県公報第8011号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第 546 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋 203-7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋 203-7	介護予防訪問介護	平成 20 年 5 月 1 日

鳥取県告示第 547 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	福祉用具貸与事業所 幸朋苑	米子市錦海町三丁目 4-5	平成 20 年 8 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	福祉用具貸与事業所 幸朋苑	米子市錦海町三丁目 4-5	平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県告示第 548 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見 2315	デイサービスセンター おおくさ荘	日野郡日南町茶屋 3630-1	平成 20 年 4 月 13 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見 2315	デイサービスセンター おおくさ荘	日野郡日南町茶屋 3630-1	平成 20 年 4 月 13 日

鳥取県告示第 549 号

平成 11 年鳥取県告示第 751 号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
			倉吉市伝 統的建造 物群・ポ ケットパ ーク周辺 地区	倉吉市	1 倉吉市打吹玉川伝統的 建造物群保存地区の区域 2 市道仲ノ町明治町二丁 目線の次の区間 起点 県道倉吉福本線 終点 市道東仲町住吉 町線 3 県道倉吉福本線の次の 区間（北側歩道に限る。） 起点 市道仲ノ町明治 町二丁目線 終点 市道仲ノ町明治 町線 4 倉吉市仲ノ町及び東仲 町の各一部（つつじ公園 及びポケットパーク周辺 の区域)
			倉吉市関	倉吉市	1 倉吉市関金町小泉の

境港市水木しげるロード地区	境港市	1 市道境港駅岬町線の次の区間 起点 県道境港停車場線 終点 境港市本町 29-2 地先	金町清流遊YOU村地区	境港市	一部（清流遊YOU村の区域） 2 市道小泉線の次の区間 起点 御崎原橋 終点 倉吉市関金町 小泉字屋敷通 246 地先
		2 県道境港停車場線の全線 3 境港市大正町の一部（境港駅前広場の区域）			1 市道境港駅岬町線の次の区間 起点 県道境港停車場線 終点 境港市本町 29-2 地先 2 県道境港停車場線の全線 3 境港市大正町の一部（境港駅前広場の区域）
略			略		
2 略			2 略		

鳥取県告示第 550 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字惣地字ナメラ 546、548、字ケブ谷 655 の 1、字ナメラ谷 656 から 661 まで、661 の 1、662、675、676、676 の 1、678 の 1、字中ノ谷 358、字幸ノ木 331、字大谷 635 の 1、635 の 3、638 の 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 551 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 20 年 8 月 1 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大谷曹源寺 線	東伯郡三朝町大字上西谷字入江384-1地先から同大字 字烏帽子岩11-1地先まで	変更前	4.0~24.5	251.0
		変更後	8.0~40.0	246.0

鳥取県告示第 552 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 20 年 8 月 1 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
大谷曹源寺線	東伯郡三朝町大字上西谷字入江384-1地先から同大字字 烏帽子岩11-1地先まで	平成20年8月1日

鳥取県告示第 553 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 石谷雅文	鳥取市富安二丁目 104-2	鳥取市社会福祉協議会青谷事業所 し いの実	鳥取市青谷町露谷 53-5	介護予防 通所介護	平成 20 年 8 月 1 日

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）附則第 7 条第 1 項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務 1 級及び 2 級
- (2) 施設警備業務 1 級及び 2 級
- (3) 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級
- (4) 貴重品運搬警備業務 1 級及び 2 級

2 実施期日

- (1) 平成 20 年 9 月 2 日（火）
- (2) 時間 午前 9 時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室

4 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第 7 条第 2 項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1 級）

検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る 1 級に合格した者

(2) 施設警備業務（1 級）

旧検定の常駐警備業務に係る 1 級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1 級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1 級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2 級）

旧検定の空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

(6) 施設警備業務（2 級）

旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務（2 級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務（2 級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

6 審査申請の受付期間

平成 20 年 8 月 18 日（月）から同月 22 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

7 審査申請書の提出先

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

8 審査申請書の提出部数等

審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 1 葉
- (2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面

9 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

雑 報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 5 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 8 月 1 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
甲種危険物取扱者試験	平成 20 年 10 月 5 日（日）午前 9 時 45 分から
乙種 4 類以外の危険物取扱者試験 （複数種類受験の場合は乙 4 類を含むことも可）	〃
乙種 4 類危険物取扱者試験	平成 20 年 10 月 5 日（日）午後 1 時 30 分から
丙種危険物取扱者試験	平成 20 年 10 月 5 日（日）午前 9 時 45 分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220	鳥取県庁
鳥取市尚徳町 101-5	とりぎん文化会館
倉吉市山根 529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
米子市古豊千 520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町 74	米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成20年8月4日（月）から同月18日（月）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。

正 誤

平成20年7月25日付鳥取県公報第8011号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 12

行 13

誤 その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

正 その資格区分がリース・レンタルのその他に登録されている者であること。

頁 13

行 4

誤 平成20年8月5日（火）

正 平成20年8月6日（水）